還暦野球東京西部連盟規約細則

第１条（目　的）

　　この細則は、還暦野球東京西部連盟規約（以下規約という）の施行に関し必要な事項を定める。

第２条（事　業）

１　規約第3条第1項から4項のリーグ戦は次のように実施する。

(１)　レギュラーリーグ戦(Ｒリーグ)　60歳以上の選手で編成したチームで、春季・秋季の土曜日にリーグ戦を行う。

(２)　古希リーグ戦(Ｋリーグ)　　　 70歳以上の選手で編成したチームで水曜日に

行う。

(３)　マイナーリーグ戦(Ｍリーグ)　Ｒリーグ及びKリーグに出場機会の少ない選手を優先して編成したチームで、水曜日に行う。

(４)　 西部リーグ戦(Ｗリーグ)　　　 Ｒリーグオフに行う連盟全体のリーグ戦で、

58歳から参加できる。

　※　ＫリーグおよびＭリーグは、単独チームで編成できない場合は複数チームで編成し、参加することができる。

　※　女子選手は58歳以上であればいずれのリーグ戦にも登録できる。

２　審判講習会は原則2月に開催する。

第３条（加盟資格）

　　規約第4条によるチームは以下の要件を必要とする。

　　 １　代表が東京都の西部地区に居住していること。

２　選手は東京都および近隣に居住、勤務する者のみによって編成するチーム。

　　 ３　隣接する県の居住者の登録は全登録者の3分の1以内とする。

　　 ４　登録選手のうち60歳以上の者が15名以上いなければならない。

　　 ５　年度末(12月31日)までに58歳に到達する者が登録できる。

第４条（加盟手続）

　　加盟を望むチームは加盟申請書（様式1号）を提出するとともに、既に加盟している１チーム以上の推薦書（様式2号）を提出する。

　　 １　常任理事会において加盟の可否を決定する。

２　連盟に加盟金10,000円を納入する。

第５条（選手登録）

　　加盟チームは年1回指定された期日までに、その年度の選手登録(様式3号)をすること。

　　 １　背番号は、監督を30番、主将を10番として0～99番までとする。

　　 ２　新規に登録する選手の年齢証明は不要である。不正があった場合は常任理事会で処分を決定する。

　　 ３　秋季大会に変更のある場合は、変更様式（様式5号）により登録・変更を行うこと。

　　 ４　移籍した選手がある場合は移籍承認書（様式4号）を添付する。

　　 ５　常任理事会にて登録の可否を審査する。

第６条（順位の決定）

勝利チームに勝点3、引き分けは両チームに勝点1点を与え、次により順位を決。

１　勝点の合計が多いチームを上位とする。

２　勝点が同点2チームの場合は直接対戦の勝ちチームを上位とする。

　　ただし、その2チームの対戦が引き分けの場合にはランキング上位のチームを上位とする。

３　勝点が同点3チーム以上の場合には、当該チーム間の対戦で勝点が多いチームを上位とする。

４　上記3でなお勝点が同じ場合は、当該チーム間の対戦における得失点差の多いチームを上位とする。

５　上記4で得失点差の同じチームが複数の場合には、ランキング上位のチームを上位とする。

第７条（部の構成）

　 部の構成は次のとおりとする。

　　 １　部の構成は8チームを基本とする。

　　 ２　Ｒリーグでは所属する部で順位上下3チームは翌季に昇部又は降部する。

　　 ３　加盟チームの増減による部の編成替えは常任理事会で決める。

　　 ４　新加盟チームは最下位部に位置づける。

第８条（総　会）

　　規約第10条の総会は年1回開催し、臨時総会は必要に応じて開催する。

　　 １　議長は理事長が代表者の中から選任し、議事を進行する。

　　 ２　書記は議長が代表者の中から指名し、議事録を作成する。

第９条（会　議）

　　規約第11条の会議は以下により行う。

　　 １　常任理事会は理事長、事務局長、常任理事で構成し、総会及び代表者会議に付議する

　　　　 議案および報告事項等を審議する。

　　 ２　代表者会議は各チーム１名の代表者および理事長、事務局長、常任理事で構成し付議

　　　　 された議案を審議、決定する。

　　 ３　議長は理事長が指名する。

　 第10条(委員会)

　規約第12条の委員会は以下により行う。

委員会の委員は理事長が役員および会員の中から指名し委嘱する。

第11条（事務局）

　規約第13条の事務局は次の業務を行う。

１　総会の記録の作成。

２　年度事業記録の作成。

３　各リーグ戦日程表の作成。

４　連盟が所有する物品の管理。

５　ホームページの運用管理。

６　その他の事務。

第12条（会　計）

連盟は、年会費、寄付金及びその他の収入をもって運営する。

１　年会費に変更がある場合は総会の承認をもって決める。

２　Ｋリーグ、Ｍリーグ、その他の大会は独立会計とし、参加費は参加チームにより

総会時に決定する。

３　収入金、支出金に関する帳票及び資料の保管期間は２年とする。

第13条（納入期限）

　 前条の年会費、参加費は指定された期日までに納入しなければならない。

第14条（交通費・その他）

　　１　役員が連盟の要請により会議等に出席したときは、交通費を支給する。

　　２　ホームページの運営管理者には運営費を支給する。

第15条（賞　罰）

　　 規約第18条第1項から第3項に基づき表彰を、第4項に基づき処分を行う。

１ 第1項に基づき、連盟に特に寄与・貢献のあった場合は表彰する。

２ 第2項に基づき、Ｒリーグ各部の優勝チーム及びＫリーグの優勝チームは表彰する。

３ 第3項に基づき、完全試合、ノーヒットノーラン、サイクルヒット等が達成された場合は表彰する。

※完全試合、ノーヒットノーランは７回終了の試合とする。

※相手チームの確認を得たスコアブックを添付し、報告書を提出する。

４ 第4項に該当した場合は、警告、出場停止、または除名等の処分を行うものとする。

第16条（不服の申立）

規約第19条による不服の申し立ては、書面にて1週間以内に連盟に申し出ることができる。

第17条（会員の移籍）

規約第20条による移籍については次による。

１　会員であった者が翌シーズン(春または秋)移籍する場合は移籍承認書（様式4号）を作成し、移籍先チーム経由で連盟に提出する。

２　会員であった者が2シーズン経過前に登録する場合は、旧所属チームの移籍承認書（様式4号）を作成し、移籍先チーム経由で連盟に提出する。

３　会員であった者が2シーズン経過後に登録する場合は移籍承認書無しに選手登録できる。

４　会員が移籍して新規チームとして本連盟に加盟する場合も前項1～3項を適用する。

本規約細則は2018年6月22日より制定施行する。

2023年　9月 1 日　全面見直し改定